



■2012年_第2回定例会（第1日目）一般質問（2012.06.08）

【題 目 及 び 要 旨】

1. 第5期介護保険事業計画スタートと今後の将来像
 - (1) すみやかなスタートは切れたか？
 - (2) 施設から在宅へ、その将来像
 - (3) 自治体の役割
2. 高尾の里整備の進捗状況
 - (1) 拠点施設整備について
 - (2) 高尾の里の全体構想
3. 震災瓦れきの広域処理問題
 - (1) 政策決定のあり方
 - (2) 確かな情報と課題
 - (3) エコセメント事業の安全性

◎【30番陣内泰子議員】 市民自治の会の陣内泰子です。本日最後の一般質問です。それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、介護保険についてです。第5期介護保険事業計画が4月よりスタートいたしました。国の診療報酬の改定と一緒であったため、保険料の策定がおくれ、4月の市広報で多くの方にその周知がなされているところです。

事業計画の特徴は、施設介護から在宅へという流れを促進させるために、定期巡回・随時対応サービス、複合型サービスという新しいサービスの導入があり、また生活援助の時間見直しがあり、25分から45分、45分以上、60分以上という、より細かい時間設定がなされるようになりました。

また、介護職員の処遇改善加算が、国の交付金からサービス利用料に転嫁され、利用者は1割を負担しなければならなくなりました。保険料は14段階という、よりきめの細かい設定ではありますが、基準額は年額5万300円から5万8,800円へとアップし、また介護報酬の地域区分の上乗せが10%から12%へ変わったことにより、保険料は上がる。利用者の1割負担も上がる。使えるサービスが減っていくといった事態が起っています。

もちろん、包括支援センターが15カ所に増設され、グループホーム、小規模多機能施設のそれぞれ3カ所増と、地域支援事業に力を入れ、特別養護老人ホーム300床、介護老人保健施設100床増は、多くの特養等待機者にとっては朗報ともいえる、そんな取り組みでもありました。しかし、整備は3年間の整備であり、すぐ成果が出るものでないことから、利用者の反応は、直面するサービスの内容変更や、保険料、利用料などに集中していると思います。

そこでお尋ねいたします。4月からの改正で利用者などからどんな苦情や問い合わせ、疑問などが寄せられているのでしょうか。その数と内容についてお答えください。

また、利用者はどれぐらいの負担増になっているのか。保険料と利用料の合算の集計は出ているのでしょうか。出ていなければ、出す予定があるのかどうか。これも含めてお答えください。

3番目。事業所の幾つかは、今回の改定で生活援助に対して一方的に提供時間を短くするといった対応があると聞いています。こういったやり方は、ケアマネジメントという介護保険の根幹を揺るがす事業者の横暴ともいえるわけですが、この点に関して、市はどのように指導をしてくれているのでしょうか。また、今回の時間短縮が導入された意図について、どのように説明されているのでしょうか。お答えください。

4番目。特養 300 床増についてですが、事業計画策定委員会からは、所得の低い人は入れないのではないかとの意見も出されてきました。こういった疑問については市としてどのように整理をされているのでしょうか。

5番目。老健施設 100 床増。これについても、老健施設の特養化がいわれて久しい状況です。市にある 8 つの老健施設の平均滞在日数をお示しいただき、市として、本来あるべき老健施設の役割、つまり、施設から在宅への中間施設という役割をしっかりと果たしていただくために、何をすべきなのか、どのようにお考えなのか、お答えください。

次に、施設から地域へ、その将来像についてです。今回の改定は 2025 年、つまり、団塊の世代が後期高齢者になるまでに、地域包括ケアシステムの実現に向けての基盤整備でもあり、地域包括支援センターやグループホーム、小規模多機能型施設の増設が示されています。国では、認知症などの増加により、グループホームの利用者予想を 2015 年の 1 日 20 万人から、37 万人になる、つまり、1.9 倍に。また、小規模多機能型施設の利用者は、2015 年 1 日 10 万人が、2025 年には 40 万人、つまり、4 倍になるという推計を出しています。

市では、2025 年に向けての推計をどのように計算しているのでしょうか。小規模多機能型施設に関して言うならば、2006 年からの整理で、現在やっと 5 ヶ所というものです。大変心もとない限りであります。担当の方に伺うならば、報酬単価が低い、事業者も採算がとれにくいということが、参入がふえないというお話もあります。

そこでお伺いいたしますが、市としてこういった認知症の方の受け皿ともなる、また老健からの退所の受け皿ともなるグループホーム、並びに小規模多機能型施設の重要性をどう認識され、その整備のための努力をどのようにされているのか。将来推計とあわせてお答えいただきたいと思います。

次に、高尾の里整備事業についてです。

高尾の里のふもとに、旧東京都高尾自然科学博物館が平成 16 年 3 月、4,300 平方メートル強の土地とともに八王子市に無償譲渡されました。その理由は、東京都の事務事業評価の中で、地域性が強い、小規模であるということで評価が E ランクの廃止であったところ、都教育委員会は、入館者も増加の傾向にあり、現状維持、継続を望んでいたというわけで、その過程で八王子市に、博物館機能を継続させるという条件つきでの譲渡となりました。これがそもそも高尾の里整備の発端であります。

ここで押さえておかなければならないのは、都は博物館を廃止したのではなく、八王子市において継承させるという条件をつけたということです。しかし、八王子市は学芸員 3 名、調査研究員 3 名を擁して管理運営されていたこの博物館法に基づく自然科学博物館を、一自治体では管理運営できないという立場もあり、機能継続という表現になったわけです。

八王子市では、高尾の里整備検討協議会を発足させ、平成 18 年 4 月に提言が出され、それに基づきパブリックコメント、そして拠点施設の基本計画ができました。平成 19 年 9 月の市広報には、大きく、この概要が発表され、総事業費 14 億円というものでした。高尾の里整備というのは、高尾山ろくと山道を中心に、おおむね高尾山口駅から旧案内分校一帯を範囲とし、この地域資源をどのように生かしていくのかということを検討していました。議論の多くは、跡地の施設をどうするのかという、拠点施

設整備に割かれていたわけですが、進行管理は、面としての整備をするということもあり、都市計画室が担っていました。

さて、拠点施設整備計画に沿って、実施設計、展示管理運営計画が作成されたのが平成20年。しかし、展示設計、内容などの検討においての合意がとれないという事態となり、また財政事情もあって、2年間凍結。そして、ことしの2月からあり方検討会がスタートして、設計変更、展示方針変更の絵をかきながら、最終局面に来ているというのが今の現状です。私は、なぜまた同じような会議をやるんだろうか、この進め方には大きな疑問を持っているところです。

そこで質問ですが、この拠点施設整備の窓口は、今、観光課が担っています。当初、提言、そして拠点施設の基本設計までは都市計画室が担当していました。いつから観光課が担うようになったのでしょうか。お答えください。また、その理由もお願いいたします。

2番目として、あり方検討会が行われているわけですが、このメンバーは、当初の整備検討協議会のメンバーと何が違うのでしょうか、お伺いいたします。

3番目。拠点施設のレイアウト、展示方法などについての検討というのが、今、開かれているあり方検討会の目的と伺っているのですが、であるならば、収蔵品や博物館に詳しい人は何人、またどういう見識の方が入っているのでしょうか。この点もお答えいただきたいと思います。

また、残念ながら、この検討会、傍聴禁止という形で進められています。おかしいと思いませんか。議事録の公表も速やかに行われていません。なぜ秘密会になっているのか、その理由もあわせてお答えください。

5番目。提言並びに基本計画で示されている全体コンセプトは、現代に生きる門前町というもので、この拠点施設については、博物館機能、体験学習機能、交流機能、観光情報機能という4つの機能を持たせるといふようになっていきます。つまり、博物館展示を中心に、それが外へといった広がりを持つてられるのかということ、体験学習や観光情報の発信という形で実現させるということと考えています。あり方検討会の前提として、ここまでが確認されていることです。そこで改めて、都と合意されている博物館機能について、どのような内容なのか、御説明いただきたいと思います。

高尾の里の最後の質問として、この高尾の里整備は、拠点施設がその中心ではありますが、全体を一体的に共通コンセプトで整備していくというものです。ただ建物を建てればいい、ここに人が来ればいいというものではないのは明らかです。全体計画のかじ取りは、どこが行っているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

次に、震災瓦れきについてです。3.11東日本大震災で発生した瓦れきについて、国が進めている広域処理について、昨年12月、第4回定例会に引き続いての質問です。私自身、被災地が一刻も早く復興してほしいという思いは、現地を何度か訪問させていただき、一層強くしています。震災瓦れきについても、あのうず高く積まれた瓦れきの山を見るならば、だれもが一刻も早い解決を願うのは当然のことです。被災地は本当に一生懸命、処理に当たっているところです。しかし、広域処理には解決しなければならない課題が多く、その正当性や合理性の問題に疑問があります。しかも、正確なデータに基づく情報公開がないまま、トップダウン方式で、感情論をベースに意思決定がなされてきていることに疑問があります。

昨年は、焼却の安全性についての質問でしたが、今回はこの、そもそもなぜ瓦れきの広域処理が必要なのかということ、課題を整理しながら伺っていきたくと思います。

3.11東日本大震災で発生した瓦れきの量については、岩手県で11年分、宮城県で19年分相当のごみになり、だから広域支援が必要であり、早く瓦れきを処理しなければ復興の妨げになるといわれてい

ます。でも、本当でしょうか。ここに来て、瓦れきの量の見積りの修正が行われました。5月22日の東京新聞では、「広域処理がれき4割減」という記事が載っています。

そこでお尋ねいたしますが、震災によって発生した瓦れきの総量は、今現在どれぐらいと推計され、また、そのうち広域処理に回すとされているものは何割ぐらいなのか、教えていただきたいと思います。

次に、宮城、岩手の被災自治体は、瓦れきの処理並びに広域処理をどのように考えているのでしょうか。わかる範囲でお示してください。

仙台市は、当初から阪神・淡路大震災のときの担当者を招き、分別、そして速やかな処理計画を立てることによって、ほぼ、地域内の瓦れき処理を夏ごろには終わらせる、また、他地域の応援をする余力も出てきたということをお伺いしています。また、陸前高田市長が瓦れきプラントの立ち上げを提案したら、国、県に断られたという報道もなされているところです。

次に、焼却灰並びにエコセメントについてです。放射能汚染されているものを焼却することの安全性は、確認されていません。今まで厳重に管理されてきた放射能汚染物資に関する基準は、この震災の放射能汚染により、いとも簡単に緩和され、バグフィルターで捕捉できる、排ガスからは出ていない、8,000ベクレル以下なら普通に焼却灰を埋め立てても構わないと、何でもありになってしまいました。しかし、科学的に証明されたデータに基づく見解ではないということをお強調しておきます。

そこでお伺いするのは、多摩地区の課題でもあります、この焼却灰をエコセメントにしていることについてです。実は昨年11月、千葉県市原エコセメント工場が、セシウムが大量に含まれている汚染水を東京湾に排水したとして操業停止になったということがありました。まず、この点について詳しく御説明ください。

また、あわせて、東京たま広域資源循環組合でエコセメントがつくられているのですが、放流水のセシウム濃度、並びに市販されるエコセメントに放射性物質が含まれているのか。その検査データについてもお答えください。

費用についてです。東京あるいは北九州、静岡と、遠方であればあるほど、運搬費がかさんでいきます。国は、災害廃棄物処理費用として、昨年11月17日、産経新聞によれば、1兆700億円を予算見積もりしているとのこと。東京都の瓦れき受け入れ費用は、どのようになっているのでしょうか。

東京都の瓦れき受け入れの調整を行う財団法人東京都環境整備公社のスキームによれば、岩手、宮城両県の瓦れき50万トン受け入れに対して、280億円となっているところです。運搬費並びに焼却費をトン当たりの費用でお示してください。

最後に、瓦れき受け入れの意思決定過程についての疑問です。東京都は都知事が、住民の心配に耳も傾けず、トップ判断で、東北以外の自治体でいち早く、岩手県宮古市、宮城県女川町の瓦れき受け入れを表明し、契約締結。そして東京都市長会も、11月には、この東京都の受け入れ予定の瓦れきの一部を引き受けるとの合意協定書を結んだところです。

この間、八王子市では、住民への説明は一切なく、受け入れ清掃工場がある地元関連団体に説明がなされたにすぎないという状況です。そして、この5月31日付で、日の出町は東京たま広域資源循環組合や施設周辺住民と震災瓦れきを燃やした灰を最大6,000トン受け入れるという特別協定を結んだと発表しました。日の出町は、焼却灰の受け入れに対して、各焼却自治体の住民合意が前提という立場を表明していたのですが、八王子市の場合、住民説明会は残念ながら開催されていません。構成市の一員である八王子市は、どういう話を日の出町にしているのでしょうか。受け入れを決定したということなのでしょうか。であるならば、12月議会で部長が、受け入れを決定する際には説明会を開催するなど慎重な対応が必要であると答弁されているんですが、それをほごにされたということなのでしょうか。住民説

明会が開かれていない中で、日の出町に八王子市の受け入れ状況をどう説明したのか、また、この12月の答弁との矛盾について、お答えいただきたいと思います。

私は12月議会で、事前調査の徹底、詳細な情報提供、そして専門家や住民を交えての安全性に関する議論、こういった取り組みなしに、この震災瓦れきの受け入れを進めてはならないと訴えました。しかし、現実には、東京都も八王子市もトップダウンで、復興の妨げになっている瓦れきを引き受けるのは当然という思考停止状態になって、住民の意見を聞く機会も設けず、進められてきています。住民自治の基本からいって、おかしいことではないでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

◎【水野淳議長】 高齢者・障害者担当部長。

◎【松日樂義隆高齢者・障害者担当部長】 第5期介護保険事業計画スタートと、今後の将来像ということで、たくさん質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、今回の改定後、利用者や市民の方からどのような声が寄せられたかという御質問ですが、件数については把握していませんが、サービス見直し直後の4月当初には、利用者の戸惑いも多くて、電話または直接窓口に来られて、なぜ変わったのか、サービスが減って困ったなどという苦情、問い合わせがございました。しかし、5月に入りまして、そういった件数は急激に減りまして、現時点ではほとんど来てございません。

次に、利用者はどのくらい負担増につながるのかという御質問ですが、改定後の4月以降の給付状況につきましては、国民健康保険団体連合会の支払いが2ヵ月後となるため、今月から給付実績が届け始めるところです。今後、データの蓄積によりまして、制度改正後のサービス利用状況の分析を進めてまいりたいと考えています。

次に、サービス提供時間区分の変更が行われた意図と、事業者への指導についての御質問ですが、まず、時間区分の見直しにつきましては、限られた介護人材の効果的な活用を図り、適切なサービスを効率的に提供する観点から実施されたものでございます。

また、事業者への指導につきましては、利用者保護と、給付適正化の観点から、事業者の都合で利用者の意向を踏まえず、一律にサービス提供時間やサービス内容の変更を行うことがないように、国の通知に先立ちまして、3月に市内の業者に対しまして通知を出したところでございます。また、4月に入りまして、再度、通知を出しております。

さらに、報酬改定説明会や、包括支援センターで開催されますケアマネジャー交流会等でも、継続的に指導しているところでございます。

次に、特養300床の増床についてですが、平成22年度に東京都が実施した特別養護老人ホームへの入所希望者数の調査によりますと、本市の希望者の総数は1,509人でございました。そのうち、在宅で要介護4と5の方を合わせますと、292名の方が入所を希望しているということを参考に、300床の計画を盛り込んだところでございます。

新たな特養施設につきましては、このような在宅での介護が困難となっていく方や、低所得の方でも入所しやすくなるよう、公募の条件にそういったことを検討していきたいというふうに思っております。

次に、老健の平均滞在日数と、老健の役割遂行のために、市としてやるべきことということでございますが、老健の在所日数につきましては、市単独での調査はしておりませんので、市内の老健の滞在日数については把握してございません。そこで、厚生労働省の平成22年度の調査によりますと、329.2日

という数字になっております。

次に、老健の役割遂行のため、市としてやるべきことですが、そもそもこの施設は、自宅復帰することが目的の施設であります。しかし、利用者の中には、家庭の事情や、特養の空きを待つ方などもおり、全国的に在所日数が延びている状況です。これを受け、国の平成 24 年度の介護報酬改定では、在宅復帰支援の機能を強化する趣旨で、ベッドの回転数を指標とする報酬加算がなされたところです。本市としても、第 5 期介護保険事業計画で、訪問リハビリテーションやショートステイの充実、介護老人保健施設の増床など、より円滑な自宅復帰がなされるための取り組みを進めております。

次に、認知症グループホーム並びに小規模多機能施設の重要性について、どのように考えているかとの御質問ですが、両施設とも在宅介護を支える大変重要なものというふうに認識をしております。

また、整備のための努力ということですが、第 5 期の介護保険事業計画では、認知症グループホームと小規模多機能施設の併設型を 3 ヶ所ずつ、平成 26 年までに整備をしていく予定でございます。現在、サービス提供事業者の公募の準備を進めております。

最後に、2025 年に向けて、必要量の将来推計についてということですが、平成 27 年以降の将来的な整備につきましては、今後の高齢者人口の伸びから、認知症高齢者数等を勘案し、次期計画策定の中で、必要な数の整備を検討していきたいと考えております。

◎【水野淳議長】 産業振興部長。

◎【志村勝産業振興部長】 高尾の里拠点施設について、初めに所管がえの理由ですが、都市計画室で基本設計、それと基本計画を策定し、次に施設の運営計画を進める段階で、高尾山を中心とした産業振興に寄与するものと判断し、平成 20 年 4 月、観光課へ所管がえいたしました。

次に、検討会のメンバーがどう変わったかということですが、平成 17 年に設置いたしました高尾の里整備検討協議会では、幅広い御意見をいただくために、公募市民や学識経験者、地元町会及び地元観光産業団体、高尾の自然科学博物館を考える会など、17 名を構成メンバーとしておりました。今回設置したあり方検討会では、展示手法を見直す目的から、従前の構成メンバーに加えて、展示アートの専門家や自然環境系の市民団体にも新たに参加いただいております、合計 21 名で検討を行っております。

次に、専門的知識のある委員が中にいるかということですが、現時点では、展示手法の見直しや、展示什器のレイアウト等を検討しており、動植物に詳しい専門の委員はおりません。

次に、検討会が公開していない理由ですが、検討会の審議内容であります高尾の里拠点施設の展示等の手法について集中的に検討していただくに当たり、委員間の率直な意見交換を担保するために、会議の公開に関する指針に基づき、非公開といたしました。

次に、全体構想のかじ取りはどこかということですが、高尾の里のエリア内での、例えば高尾新橋の架け替えや、高尾山口駅前の駐車場整備など、高尾の里の構想実現に関しては、現在、観光課を中心に、関係部署と連携を図りながら実施しております。

◎【水野淳議長】 生涯学習スポーツ部長。

◎【榎本茂保生涯学習スポーツ部長】 仮称高尾の里拠点施設の博物館機能ですが、東京都との合意書に基づき、高尾の里整備検討協議会から提言をいただき、高尾の自然や歴史文化を中心に、旧高尾自然博物館の収蔵品の展示や、自然学習講座の実施などを担います。また、現在、収蔵品を保管しておりま

す旧稲荷山小学校や郷土資料館などが保管、活用、研究を行うなど、連携した機能分担型で博物館機能は継続したいと考えております。

◎【水野淳議長】 清掃事業担当部長。

◎【山崎昇清掃事業担当部長】 私のほうからは、災害廃棄物の広域処理について御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、被災地の災害廃棄物の総量、それと広域処理を必要とする量でございますが、広域処理の対象となっております岩手県と宮城県の合計で、災害廃棄物全体を、当初、約 2,050 万トンとしておりましたが、解体が必要な被災家屋が明らかになったことや、瓦れきが相当量、海に流出したことなどから、見直しを実施した結果、約 1,700 万トンとなっております。この約 1,700 万トンのうち、広域処理に必要な量は、岩手県が 120 万トン、宮城県が 127 万トンの合計約 250 万トンとなっております。

このうち、東京都では 50 万トン进行处理、支援することとしております。また、一般廃棄物処理施設では、宮城県女川町の災害廃棄物 6 万 1,000 トンの受け入れを実施しまして、23 区にある 19 の清掃工場で約 5 万トン、多摩地域の 7 つの清掃工場で約 1 万トン強を受ける予定でございます。残り約 40 万トンにつきましては、民間処理施設などを活用して支援することとなっております。

次に、被災地では広域処理についてどのように考えているかという御質問でございます。最近になりまして、被災地でも仮設焼却炉が建設され、処理が始まっております。可能な限り圏内処理を行う方針でありますけれども、それでもなお処理し切れない状況となっております、広域的な支援が一層重要となっているところでございます。

次に、市原エコセメント化の施設についてのお尋ねがございました。この施設では、公共水域への放流水より高濃度の放射性物質が検出され、千葉県から排水放流停止要請がされております。現在稼働できておりませんで、対策を検討していると、そのように聞いております。

次に、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化での放流水の測定、また、その結果でございますけれども、ここでは月 1 回の測定を、昨年 7 月から現在まで計 10 回実施しております。結果は 117 ベクレルから 678 ベクレルとなっております。この結果は、循環組合のホームページでも公表されているところでございます。

次に、広域処理をした場合の費用負担ということのお尋ねでございます。処理経費につきましては、国が 1 トン当たり 2 万 5,000 円を負担することになっております。輸送は東京都が行いまして、本市の費用負担は発生いたしません。

また、焼却炉のエコセメント化施設に搬入された焼却灰につきましては、東京たま広域資源循環組合の負担となりまして、焼却灰が搬入された分の負担金がふえるものではございません。

最後に、東京たま広域資源循環組合への報告です。日の出町と循環組合との間での特別協定を 5 月末に締結した関連でございますが、日の出町からは、多摩地域の 7 つの清掃工場への対応といたしまして、受け入れる地元住民の理解、期間決定、これらについて報告することとされております。本市での受け入れ方針につきましては、東京都市長会において、多摩地域の総意として受け入れ決定がされておりますことから、受け入れる意思があることを伝えております。

また、地元町会からは、住民説明会の開催を条件に理解をさせていただいておりまして、今後、事業説明会を開催いたしますが、その旨も含めて報告をしております。

◎【水野淳議長】 第30番、陣内泰子議員。

◎【30番陣内泰子議員】 種々御答弁をいただきました。まず、介護の事業計画についてです。今、御答弁にもあったように、さまざまな現場で困っている利用者の声があります。利用負担増、費用の面などについては、改定の影響について実態をしっかり把握をして、今後の対策を立てていただきたいと思っています。

どういサービスを提供するかは、まさに利用者の状況を見てケアマネジャーがプランを立て、そしてそれに応じて事業所がサービスを提供する、これが介護保険の流れであります。先ほども御答弁がありましたように、事業者が利用者との合意のないまま、一方的に時間を切り下げるといようなことが今回起こってしまったわけですが、こういうことが起こらないように、しっかりとケアマネジャーの、またケアマネジメントの評価というものが必要かと思われま。そこで、市としては、このケアマネジャーのフォロー支援をどのように行っているのか、お尋ねしたいと思しますので、お答えください。

また、介護職員処遇改善の加算、これが利用者負担になったわけ。本当に賃金が大変低い状況の中で、介護職員の方が一生懸命働いていらっしゃる。でも、なかなか定着をしていかない。そのような中で、処遇改善であったわけですが、それが利用者の負担になったという中で、より厳しく、この処遇改善の効果、また定着度などについて、市としてもチェック、点検をして、評価をしていく必要があると思。この点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思。また、老健施設についてですが、先ほども言ったように、老健施設が本来の機能を取り戻すには、まさに地域での受け入れ体制が整っていなければなりません。3年後の将来推計を立てるとい御答弁ではありましたが、もう少し長い目を見て、本当にこれから10年後、どうなっていくのか。八王子の高齢者人口、また地域の特性、そういったものをきちんと集計しながら、推計を立て、必要な量を地域包括ケアシステムの中に入れ込んでいく、その作業を始めていかなければ間に合わないのではないかと心配するところ。また、国で推計されている小規模多機能施設の利用者増の数をみますと、何と2025年、4倍になっているわけですね。ということを考えるならば、第5期介護保険事業計画で小規模多機能型施設8つを目指すわけですが、その8つがさらに10年後には4倍必要、つまり、32施設必要というぐら。この施設、なかなか事業者の参入が難しい、また小規模多機能型施設をふやしていくには、いろいろな困難もあると思。その一例として、一昨年、少子・高齢化対策特別委員会で、富山市に高齢者も障害者も子どもも一緒に地域の中で暮らすというコンセプトでつくられ、全国展開されている富山方式の小規模多機能型サービスを見学に行っていました。一般質問でも取り上げてきたわけですが、富山方式のように、参入を事業者任せにしないで、積極的につくっていくという方向で、NPOなどを母体とする事業者育成に取り組んでいただきたいと思。また、日野市では、小規模多機能の整備に関し、認知症加算、独居加算など、自治体独自の加算がなされています。市としての見解をあわせてお聞かせください。また、今、市内では高齢化率が大変高い集合住宅地区や、高齢ひとり暮らし率が高い地区など、地域的な特性が見られるようになってまいりました。日野市の多摩平団地再生事業では、住宅公団の集合住宅の一部を高齢者専用住宅に改変し、小規模多機能型や、地域に開かれた障害者雇用につながる食堂経営などの整備を行い、高齢者の安心づくりに取り組んでいます。市として地域を特定しての整備も、そ

ろそろ考えなければならぬのではないかとも思われるわけですが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、高尾の里について、今、レイアウト、展示方針などを決めていっているということで、専門家はいいというお答えでした。また、傍聴禁止という実態に関しては、忌憚のない話ができるようにということですが、やはり今の時代、情報公開の時代であるならば、もう少しオープンに、そしてせめて議事録は速やかに公表していく、そのような対応を行っていただければと思っております。

進め方についてですが、実は4月13日付読売新聞で、観光色、より濃厚に。高尾自然科学博物館後継施設という記事が掲載されました。今、検討されているこの拠点施設の内容が、観光施設に傾斜し、本来の都との約束である博物館機能がおろそかになっているという趣旨であります。改めて都の合意書を読みました。先ほども生涯学習スポーツ部長から博物館機能についての御説明があったわけですが、それによりますと、展示面積は現行と同程度、つまり、これは500から600平米ぐらい、さらに8万1,000点余りの貴重な動植物の標本や、資料の展示内容、点数についても現行と同じように取り扱う。常設展示及び特別企画についても、市で機能継続となっています。資料の活用、収集については、新施設並びに八王子市内施設で連携して機能継続、調査研究や普及啓発、学校支援教育活動についても、それぞれ新施設と八王子市内施設で連携して機能を継続させていく、これが東京都と合意されている博物館機能の内容です。

つまり、この約束をきちんと守っていくということが前提であり、それがなければ、土地を含めての無償譲渡はあり得なかったわけなんです。提言の中で、拠点施設の機能として、観光情報発信機能ということも盛り込まれたわけですが、それは拠点施設の内容、レイアウトとして検討すべきことで、今やるべきことは、観光施設としての集客機能ではなくて、博物館機能をどう実現させるかということではないかと思っています。昔の、今から四、五年前の経営会議の議事録などを読んでみても、博物館機能を前面にという声なども出ているところです。

こういうことを踏まえまして、再度繰り返しますが、今行うことは、博物館機能の展開、また稲荷山小学校での保管、点検、学校との連携、そういった基本的な博物館機能の中身の精査であり、そのためには、専門家や、市内で活動する環境団体や、博物館に詳しい多くの知見を集めるということが必要であるわけですが、残念ながら、そのような人選になっていないというのが明らかになりました。

そこでお尋ねしますが、こういった機能、具体的な検討は、どのようになさるおつもりなのでしょうか。また、その場合の人選についてはどのようにお考えなのか、お答えください。

もう1つ、質問です。こういった博物館機能の具体的検討に当たっては、都の担当者が教育委員会であったように、学校教育や生涯教育、文化・歴史の発信などとも深く関連するわけですから、窓口は当然教育委員会が担うものではないかと考えます。この点についてもお考えをお聞かせください。

都市計画室から観光課に担当が変わった理由、それは産業振興が目的というお答えではありました。高尾の里整備の全体計画も観光課がかじ取りを行うというものです。でも、にぎわいの創出と環境保護ということが対立をする、そのような事態も起こり得るのではないかと心配をするところです。ミシュラン三つ星以降、高尾山はオーバーユースになっていて、高尾山周辺の軸足は、自然保護、環境に移ってきていると考えます。ぜひこういった視点をベースに、全体計画の推進を進めていただきたいと思います。

震災瓦れきについてです。いろいろお答えをいただきました。まず、瓦れきの量ですが、今、広域処理に必要な瓦れきの量、247万トンと御説明がありました。これは総量の約15%に当たります。そのうち、不燃物が実は129万トンあるんですね。つまり、焼却予定になるのは100万トンという状況です。

この不燃物は広域処理の対象外です。この 100 万トン、一口に言ってあれですが、確かに膨大な数字ではあります。でも、この数字をどう見るのかということになります。

5月26日、新潟県の泉田知事は、広域処理に対しての疑問とする26の再質問を環境省に出しました。なぜ広域処理が必要なのか。放射能対策への疑問。また、具体的な調査に基づき、きちんとデータをもって示すようにという質問です。住民の安心・安全を守らなければならない自治体の長として、ある意味、当然のことです。そして、岩手県では、処理期限を2ヵ月弱、宮城県においては7ヵ月弱延長すれば、地元での処理可能という試算もし、これ以上の広域処理は必要ないのではとの疑問も投げかけています。その質問に対して、国として明確に答えられていないのが現実であります。ぜひ担当の方に見ていただきたいと思います。

被災地にいつまでも瓦れきの山を残しておくのか、復興が一向にはかどらないという御批判もあるでしょう。しかし、15%、これが広域処理の量ですが、それができないからといって、復興が進んでいかないではありません。私は4月、女川町に行ってまいりました。東京都が委託している中間処理施設並びに瓦れきの仮置き場の視察のためです。行かれればわかることですが、確かに瓦れきはうず高く積みまれています。その多くは住宅地ではありませんし、復興が進んでいないとするならば、それは瓦れきのせいというばかりではなく、どういったまちづくりをするのか、つまり、被災した土地を、だれが幾らで買い上げてくれるのか、どこに住めるのか、基本的なまちづくり計画が進められていないからと考えます。女川町は確かに狭い地形で、土地がなく、仮置き場として民有地に瓦れきが積みまれています。でも、ここは津波に覆われたところでもあるので、住宅地への転用ができない場所となっているわけです。現地では地盤沈下も激しいことから、土地のかさ上げが進められており、瓦れきの一部を使つてのリサイクルがなされています。防潮堤建設などにも利用できるのではという検討もされているのが現場での考えです。

また費用に関しても、現地で処理をするならば、1トン当たり1万6,300円、つまり、広域処理をすることによって、地元処理の倍以上の経費もかかっている、これも明らかになってきています。ぜひそういう予算を復興支援に充てていただく、それは地元も歓迎することではないのでしょうか。

また、つけ加えて言うならば、阪神・淡路大震災のときの瓦れき2,000万トン余り、今回の見直し後の推計より多い。しかし、近隣県に助けをもらいながらの地元処理を達成し、広域処理というような話は出ていなかったこともつけ加えておきます。この広域処理に関しては、放射能汚染だけではなく、このように多くの疑問、課題があります。

そこで質問ですが、ホームページに書かれている住民説明会、そこではどういう情報を提供し、その位置づけをどのようなものにするのか、お答えください。

今、私がお示したようなさまざまな情報、それも提供していただきたいと思いますし、先ほどの御説明では、受け入れありきという市のお話ではありますが、そういった一方的な報告ではなく、議論の場として受け入れるのが妥当なのかどうか、それを議論をしていただきたいと思います。多摩一体として受け入れることを了解しているということであるならば、なぜ日の出町は、各焼却自治体の住民への理解を求めてほしいという条件をつけたのか、その説明の整合性がとれないところです。

次に、エコセメントの安全性についてお尋ねをいたします。

先ほど市原の報告がありました。放出された放射能は約1,000ベクレルパーキログラムの検出で、これは原子力安全委員会の当面の考え方で示された値の14倍以上の濃度と、千葉県ホームページでは書かれています。ということは、原子力安全委員会が示す放流水のセシウム限度濃度は70ベクレルパーキログラムということになり、先ほど示された日の出町のエコセメント工場から排出されている放流水の

セシウム、117 から、高いときで 678 ベクレルという御報告でしたが、それはこの安全基準以上になるのではないのでしょうか。現在のエコセメント工場の安全性について、問題がないのかどうか、お伺いして 2 回目の質問を終わります。

◎【水野淳議長】 高齢者・障害者担当部長。

◎【松日樂義隆高齢者・障害者担当部長】 ケアマネジャーのフォロー、支援体制について御質問をいただきました。

ケアマネジャーは、介護保険制度のかなめといえる存在であり、サービス利用者や家族のニーズを的確に把握し、自立した日常生活を継続できるよう、必要となるサービスを提供することがその大きな役割でございます。本市におきましても、介護支援専門員の適切な業務を支援するため、平成 22 年度にケアプラン自己点検支援マニュアルを作成しております。さらに、本年度内の配付に向けて、現在、ケアマネジャーガイドラインの作成を進めているところでございます。

また、地域包括支援センターにおける情報交換会や、介護支援専門員連絡協議会における研修会の開催を通じて、市内で活躍する約 370 名のケアマネジャーの資質向上に向けた支援を行っております。

次に、介護職員処遇改善についての御質問です。他業種に比べ、賃金水準が低いとされる介護従事者の処遇改善を図ることは、介護にかかわる人材の安定的確保という観点から、大切な課題であると認識しております。本年 4 月より、介護事業者に対する処遇改善の支援策が、従来の交付金から介護報酬への加算制度に変更になりました。このため、地域密着型サービスに係る処遇改善の実績報告は、今後、市が受領することとなります。こうした実績報告の審査を通じ、支払われた加算金が適正に介護職員の処遇改善に充てられているか、しっかりと検証してまいります。

次に、小規模多機能施設をふやすためにはどうすればよいかということで、富山市と日野市の取り組みを御紹介いただきました。自治体によって事情は異なりますので、そのまま八王子市に導入するということは難しいかと思いますが、今後の整備促進に向け、参考にさせていただきたいと考えます。

一般的に小規模多機能型施設は、単独での運営は難しいといわれておりますので、比較的安定した運営が見込める認知症グループホームとの併設が望ましいと考え、今回の公募もそのようにしたところでございます。

最後に、小規模多機能型施設の地域の特性に応じた整備についての考え方はということでございます。小規模多機能型施設は、現在、市内 15 の圏域がございますけれども、そのうち、5 ヲ所に整備されているところであり、全体的に十分な数とは考えておりません。第 5 期介護保険事業計画では、認知症グループホームとの併設としているため、グループホームの不足する圏域に優先的に整備し、次期以降は小規模多機能型施設の未整備地域への設置を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

◎【水野淳議長】 産業振興部長。

◎【志村勝産業振興部長】 高尾の里拠点施設につきまして、専門的知識のある方を会議に入れたらどうかという再度の御質問でございます。今後、拠点施設の整備を進めていく上で、動植物の展示ですか、あるいはそのほかの収蔵品、これを具体的にどのように活用していくかということを検討する段階では、当然、専門的知識のある方の意見をお聞きしながら進めていきたいと考えております。

次に、推進所管についてでございますが、拠点施設につきましては、観光学習交流の機能をコンセプト

トに整備していることから、高尾を訪れる人に適切な情報提供をするとともに、回遊性を生み出す観光機能を重視しております。このため、今後も観光課が主体となってこの事業は推進していきますが、お尋ねのありました博物館機能の継続につきましては、東京都との合意内容を遵守しながら、生涯学習スポーツ部と連携して事業を進めてまいります。

◎【水野淳議長】 清掃事業担当部長。

◎【山崎昇清掃事業担当部長】 まず、今後予定しております住民説明会の位置づけ、また情報提供でございます。災害廃棄物の安全性につきまして、住民説明会の位置づけでございますけれども、災害廃棄物の安全性について説明をさせていただき、災害廃棄物を受け入れ、焼却処理をするに当たり、市民の皆様が安全であることを理解していただく、そういう場であると考えております。

また、情報提供につきましては、焼却処理施設へ持ち込む災害廃棄物が、被災地で手選別により、二重、三重の放射能測定など、安全性のチェックをしております。また、受け入れ側についても、放射能の測定や焼却灰及び排ガスの放射能濃度の測定を確実に実施してまいります。これら災害廃棄物処理についての安全性が確認できる情報提供をすることで、市民の皆様が安全・安心であることを御理解いただき、被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、可能な限り支援、協力していく考えでございます。

先月、私も女川町に実際に行きまして、実態を視察してまいりました。改めて広域処理の必要性を実感したところございまして、一日も早い復旧・復興の意を一層強くしたところでございます。

最後に、エコセメントの安全性についてでございますが、搬入施設であります多摩地域 15 清掃工場で焼却灰放射能濃度測定を実施しておりまして、その結果は、どれも国の基準 8,000 ベクレルを大きく下回る数値となっております。また、エコセメント製品についても測定を実施しておりまして、結果はすべて不検出となっておりますから、二次製品となっても生活環境への影響はないと考えております。

◎【水野淳議長】 第 30 番、陣内泰子議員。

◎【30 番陣内泰子議員】 それでは、3 回目の質問です。まず、災害廃棄物についてですが、住民説明会の位置づけ、安全であることを理解していただくという御答弁でした。不安があるから、いろいろな声が出ている。それに対し、安全であるということだけを言っても、理解はなかなか難しいと思います。きちんと、今言ったような、こういう問題についてもしっかりと情報提供をしながら、住民の声に耳を傾けていただきたい。これが住民自治の基本だと思っております。

また、先ほど、エコセメントの製品、それはNDであるというお答えであります。私は先ほどお聞きしました放流水についての安全性はどうなっているのか、お答えがありませんでしたので、それについては再度お願いいたします。

それから、高尾の里整備についてです。今お話を伺っていると、やはり順番が逆だと思います。本当にきちんと博物館機能、それがどういう中身になっているのか、そういうことをきちんと生涯学習スポーツ部などと検討をし、そしてまた市民も加え、専門家も加え、検討していったあとで、それをこの施設の中でどう見せていくのか、そういうところにデザインとかアートが入ってくる、そのように思っています。しかし、残念ながら、そのように進んでいかない。

でも、その中で、今、質疑の中で明らかになったことは、6 年間という経過があるため、この事業計画を進めるに当たって、当初と同じようなメンバー構成でどういった施設がいいのかというイメージを

出し合って、事業展開のための合意を進めている。しかし、博物館機能の中身、その具体的な展示や企画、運営については、これからの検討課題で、それは専門的にやっていく。そのように理解をいたしました。ぜひそのように専門的な博物館機能の中身をしっかりとつくっていただきたいと思います。

そしてまた今後のことについてですが、私は、どんなメッセージを子どもたちに送るのか、また、だれに送るのかというこの施設のミッションをしっかりと立て、また、企画展示の専門家として自然系の学芸員を配置して、市民団体との協働の中で管理運営をしていただきたいと思います。

最後になります。副市長にお伺いをいたします。介護、今後、八王子でどういうふうに進めていくのか、その全体像が見えていません。でも、本当によく頑張っているとは思いますが、そういう中で、これから、この八王子の地域包括ケアを進めていくに当たって、地域包括支援センターが核になります。それをつかさどる基幹型の地域包括支援センターが必要ではないか、そういうことが一昨年の子・高齢化対策特別委員会の中でも意見として出されていまして、それについてのお考えをお聞かせください。

また、保険料の設定についてです。今、八王子は上乘せ、横出しをしない。でも、今、いろいろな自治体が工夫をしています。その中で介護保険料は限界に達しつつありますが、きちんと仕分けをする。何を介護保険料で提供し、費用対効果を見きわめる。そういう中で、どのサービスを提供するのかというこの検討の議論も必要だと思いますので、この保険料の中身、その費用対効果、また今後の上乘せ、横出しのあり方についてのお考えもあわせてお聞きして、終わりたいと思います。

◎【水野淳議長】 清掃事業担当部長。

◎【山崎昇清掃事業担当部長】 エコセメント化施設での放流水のお尋ねでございます。

まず、放流水の放射能基準でございますけれども、放射能セシウム 134 と 137 の合計が 150 ベクレル以下となることが示されております。しかし、これは処分場周辺の河川や海へ直接放流しているような公共水域における基準でございます。東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設では下水道放流しているため、現在、このような基準はございませんが、下水道施設において適正な水処理がされているところでございます。

◎【水野淳議長】 村松副市長。

◎【村松満副市長】 第5期介護保険事業計画に関する2点の御質問にお答えをいたします。

まず、基幹型地域包括支援センターの設置についての考え方でありますが、地域包括支援センターをバックアップする体制として、平成21年4月の組織改正で健康福祉部内に担当主幹と専門職を配置し、基幹型としての役割を担ってまいりました。現在のところ、高齢者虐待対応などについては、地域包括支援センター職員から一定の評価をいただいているところでありますが、まだ不十分な点につきましては、センター職員と今後とも意見を交わしながら、体制の充実に努めてまいります。

次に、八王子市に合ったサービスの提供でございます。いわゆるサービスの上乗せ、横出しについては、第1号被保険者の保険料を財源とすることになることから、給付費が増加している現状では、難しいものと考えております。

今回の介護報酬改定は、サービス給付についての重点化、効率化を目指したものであり、市としては今後の給付状況をしっかりと把握してまいりたいと考えております。